

# 《戸籍謄・抄本等交付申請書(郵便請求)》 おもて面

令和 年 月 日

## ○どなたのものが必要ですか

フリガナ	
氏 名	生年月日: 明・大・昭・平・令 年 月 日
本 籍	
筆 頭 者	(戸籍の最初に書かれている人で亡くなくても変わりません)
使用目的	

## ○必要な戸籍をお選びください

※うら面の御留意事項を必ずお読み下さい。

証明書種類		通数	手数料	計
戸籍	全部事項証明(謄本)	通	450円	円
	個人事項証明(抄本)	通		
除籍	全部事項証明(謄本)	通	750円	
	個人事項証明(抄本)	通		
改製原戸籍	謄本	通	750円	
	抄本	通		
戸籍附票	全部事項証明(謄本)	通	400円	
	個人事項証明(抄本)	通		
身分証明書	禁治産・準禁治産宣告、破産宣告、成年被後見人の登記の通知の有無に関する証明	通	400円	
独身証明書	結婚情報サービス・結婚相談業提出用証明	通	400円	

●相続手続き等で必要な内容がわかっている場合は下記に記入して下さい。

今回( )が死亡したことによる手続きで、	
◆死亡した人についての	{ ( )歳から( )歳までのものが各( )通必要
	{ 出生までさかのぼったものが 各( )通必要
◆( )と( )の関係がわかるものを ( )通	
◆備考 [ ]	

※上記の手数料は長井市の場合です。他の市町村に請求する場合はあらかじめ確認して下さい。

## ○申請者

〔 本人、配偶者又は直系血族(父母・子・孫・祖父母)以外の戸籍の請求については委任状または疎明資料の添付が必要です。  
(委任状には委任者の住所、氏名、押印、生年月日、何を請求するかが必要です。) 〕

住 所	〒( ) - ( )		
フリガナ			
氏 名			
生 年 月 日		必要な人との続柄	
昼間の連絡先	※電話番号を記入して下さい。書類不足や確認の必要が生じた場合ご連絡いたします。 ( )宅・携帯・会社		

●同封していただくものについて、うら面に記載しておりますのでご覧下さい。

# 《戸籍謄・抄本等交付申請書(郵便請求)》 うら面

## ○同封していただくもの

### ①申請書

(本籍、筆頭者は正確にご記入ください。一致しない場合はお届けできません。)

### ②定額小為替

郵便局で購入出来ます。手数料分送付して下さい。

※出生から死亡の場合は、目安として3~4通分(個人差があります。)を同封してください。

不足の場合はご連絡しますので追送をお願いします。差額分についてはお返しいたします。

### ③返信用封筒

(宛先住所、氏名を記入して、返信分の切手を貼付したもの)

### ④本人確認書類のコピー

公的機関発行の、住所、氏名、生年月日が分かる証明書のコピーを同封して下さい。

例えば…運転免許証、個人番号カードのおもて面(うら面の個人番号は不要)、

健康保険証などから1点。

※うら面に住所等の異動履歴がある場合はうら面のコピーもお願いします。

### ⑤委任状または利害関係等がわかる疎明資料(本人、配偶者、直系親族以外が申請する場合) 但し、身分証明書の申請は本人以外の場合、必ず委任状が必須です。

## ○封入物チェックリスト

以下のものはお入れいただけましたか? ご確認の上送付ください。

I 申請書(記入漏れにご注意ください。)

II 定額小為替(現金でのお支払いはできません。)

III 返信用封筒(宛先住所、氏名、返信用切手貼付を忘れずに。)

IV 本人確認書類のコピー(氏名・生年月日・住所が明記された部分)  
(例:運転免許証、健康保険証などから1点)

### ※申請によっては以下の書類も必要です。

委任状(上記⑤に該当する場合必須。記入、押印漏れにご注意ください。)または疎明資料

当市以外から取得の戸籍のコピー

必要な方と申請者様との続柄などを確認するために必要です。

※当市保管の戸籍で確認できない場合は必須となります。

住所が分かるもののコピー(公共料金払込票・郵便物など)

(送付先の住所と上記④に書いてある住所が異なる場合は必須です。)

★ 上記以外にも、申請内容によっては必要書類が発生する場合がございます。  
申請書差し出しからお手元に届くまで、目安として(通常郵便で)1週間程度お時間をいただきます。  
ご不明な点などございましたら、**長井市役所 市民課市民窓口係(0238-82-8007)**へご連絡ください。

### ○長井市の戸籍を請求する場合の送付先

〒993-8601

山形県長井市栄町1番1号 長井市役所 市民課市民窓口係